

第三期中期目標期間終了後の積立金の処分について

令和2年度は機構の第三期中期目標期間の最後の事業年度に当たるため、各勘定の積立金については、機構法第18条及び機構法附則第7条の規定により、下表のとおり処分しています。

	証券化支援勘定	住宅融資保険勘定	財形住宅資金貸付勘定	住宅資金貸付等勘定	既往債権管理勘定
積立金の金額	567,974,913,003円	29,942,216,496円	37,314,735,075円	371,574,171,681円	555,482,027,323円
第四期中期目標期間に繰り越すものとして主務大臣の承認を受けた金額	490,749,934,108円	29,942,216,496円	25,906,818,621円	371,574,171,681円	555,482,027,323円
国庫納付金額	77,224,978,895円	—	11,407,916,454円	—	—

※ 令和3年7月8日に国庫納付を行っています。